

立川市総合教育会議運営要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 1 条の 4 に規定されている総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（構成員）

第 2 条 会議の構成員は、市長及び教育委員会委員（以下「委員」という。）とする。

（招集等）

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（議長）

第 4 条 会議の議長は、市長を充てる。

（関係者等の出席）

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（公開）

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（調整結果の尊重義務）

第 7 条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（議事録）

第 8 条 市長は、会議が終了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催年月日
- (2) 市長及び出席した委員等の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のでん末
- (5) その他会議の経過に関する事項

2 議事録は、公開する。ただし、会議を非公開とした場合は、この限りでない。

(委任)

第9条 その他会議の運営に関し必要な事項は、市長及び委員の協議のうえ、会議が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行する。